

# 市役所窓口の一部を臨時開庁します

3月20日(土)・4月3日(土) 午前8時30分～午後5時

市民課庶務担当・TEL224-5739

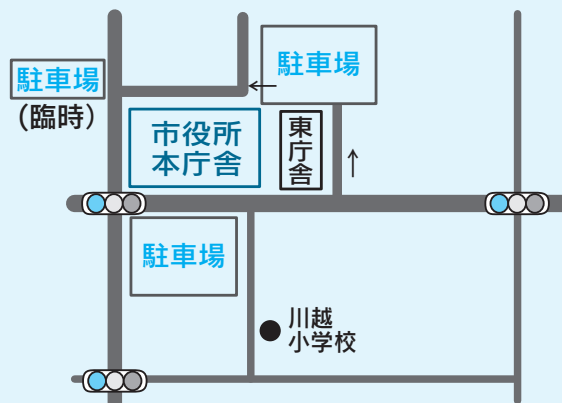
年度末および年度当初は、転勤や入学などで引っ越しをする方が多く、窓口の混雑が予想されます。市では、この時期に合わせて、3月20日(土)と4月3日(土)に市役所の窓口の一部を臨時開庁します。

◎土曜日に休業している関係機関(前住所地・本籍地の市区町村、年金事務所、法務局など)への問い合わせが必要な業務は、その日に手続きできない場合があります。その際には、後日あらためて来庁をお願いすることがあります。

◎各種相談業務は、納税相談を除き実施しません。

◎下記以外の出張所などは、臨時開庁しません。

◎来庁する方は、右図の駐車場を無料で利用できます。駐車場は混雑が予想されます。なるべく公共交通機関をご利用ください。



## 臨時開庁する窓口と取り扱い業務

担当課・問い合わせ先	取り扱い業務
市民課(本庁舎1階) 庶務担当=TEL224-5739 窓口担当=TEL224-5742 住民記録担当=TEL224-5744 戸籍担当=TEL224-5747 国民年金担当=TEL224-5764	戸籍に関する届け出、転入・転出・転居・印鑑登録・外国人登録に関する手続き、住民票・印鑑証明・戸籍全部(個人)事項証明の交付、国民年金に関する手続き *住基カード・電子証明書の取り扱いはできません。
高齢者いきがい課(本庁舎1階) TEL224-5809	高齢者福祉サービスに関する手続き、健康ふれあい入浴券交付申請(3月20日は平成22年度分の申請はできません)、市内循環バス(川越シャトル)特別乗車証交付申請
介護保険課(本庁舎1階) 管理給付担当=TEL224-6402 認定担当=TEL224-6405 保険料資格担当=TEL224-5817	介護保険などの給付・要介護などの認定に関する手続き、介護保険料の納付
市民税課(本庁舎2階) 税制担当=TEL224-5637 個人住民税担当=TEL224-5640	課税・所得・非課税・営業証明書の交付、原動機付自転車・小型特殊自動車の登録・廃車手続き
資産税課(本庁舎2階) 管理担当=TEL224-5642 土地担当=TEL224-5645 家屋担当=TEL224-5684	固定資産税に関する証明書の交付、相続人代表者・納税管理人に関する手続き、固定資産課税台帳の閲覧
収税課(本庁舎2階) 収税管理担当=TEL224-5686 滞納整理担当=TEL224-5691 特別滞納整理担当=TEL224-5694	市税の納付、納税証明書の交付、納付書の再発行、納税相談
国民健康保険課(本庁舎2階) 国保給付担当=TEL224-5833 国保資格担当=TEL224-5836 国保収納担当=TEL224-5837	国民健康保険に関する手続き、国民健康保険税の納付、納税相談
子育て支援課(本庁舎2階) TEL224-5821	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当に関する手続き(子ども手当の申請は、4月以降を予定)
保育課(本庁舎2階) TEL224-5827	保育園の入所・退所手続き、家庭保育室の入室・退室手続き、保育料の納付
医療助成課(本庁舎2階) TEL224-5842	重度心身障害者医療費・こども医療費・ひとり親家庭等医療費に関する手続き、後期高齢者医療に関する手続き、後期高齢者医療保険料の納付など
南連絡所(アトレ1階) TEL226-7031	戸籍に関する届け出、転入・転出・転居・印鑑登録に関する手続き、住民票・印鑑証明・戸籍全部(個人)事項証明の交付 *住基カードの取り扱いはできません。

## ホームページ広告募集

平成22年度に、市ホームページに掲載するバナー広告を募集します。掲載は、広告内容を審査して決定します。

市ホームページの、平成20年度月間アクセス数は、約九万千件。市民だけでなく、年間六百万人を超える観光客への広告効果も期待できます。この機会に、広告を掲載してみませんか。応募方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

**募集期間**：2月25日(木)～3月12日(金)(必着)

\*募集期間終了後も空きがある場合、随時受け付けます。  
**募集枠**：十枠



広告の掲載場所

月額広告料：一枠三万円(長期掲載による割引あり)

**掲載期間**：4月～来年3月の間

間で一か月単位

問い合わせ：情報統計課

TEL 224-5561

## 発達障害者に「サポート手帳」を配布

自閉症・アスペルガー症候群・注意欠陥多動性障害・学習障害などの発達障害者を支援するため、県で「サポート手帳」を作成しました。この手帳には、医療・保健・福祉・教育・就労などで、関係機関が行った支援内容を書くことができます。この一冊で、乳幼児期から成人期までの情報が分かるため、一貫した支援が受けやすくなります。

また、日常生活のさまざまな場面で障害の特性を適切に理解してもらえよう、障害の特徴・留意事項などを記載できるカードも付いています。

発達障害のある方や発達に気がかりな面がある方で、希望者には3月1日(月)から、障害者福祉課(本庁舎一階)で配

布します。  
問い合わせ：障害者福祉課

TEL 224-5785

## 都市景観審議会の委員を公募

都市景観審議会は、都市景観事務および屋外広告物事務に関して審議するため、条例に基づいて設置する付属機関です。

市民の皆さんの声を反映させ、開かれた市政を推進するため、市民の皆さんから委員を公募します。

**対象**：他の付属機関の委員になつていない市内在住の成人で、年二回程度平日に開催される会議に出席できる方

**期間**：平成24年6月5日まで

**定員**：二人(選考)

**申し込み**：都市景観課(本庁舎五階)で配布する応募用紙に必要事項を明記し、「川越市の都市景観についての意見または考え」(八百字程度)を添えて、3月31日(水)(必着)までに〒350-8601川越市役所都市景観課

(\*市ホームページから申し込みすることもできます。)

問い合わせ：都市景観課

TEL 224-5961

## 博物館協議会の委員を公募

市立博物館の効率的な運営を図るため、市民の皆さんから委員を公募します。

**対象**：他の付属機関の委員になつていない市内在住・在勤の成人で、年三回程度平日に開催される会議に出席できる方

**期間**：6月から二年間

**定員**：五人(選考)

**申し込み**：任意の用紙に住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記し、「私の考える博物館」(八百字以内)を添えて、封書(表面に「協議会委員応募」と朱書き)で3月31日(水)(必着)までに〒350-0053郭町二丁目三〇・一・市立博物館

\*市ホームページから申し込みすることもできます。

問い合わせ：市立博物館

TEL 222-5399

## 都市計画審議会の委員を公募

都市計画審議会は、市が定める都市計画の決定および変更などに関して審議するため、法律に基づいて設置する付属機関です。

市民の皆さんの声を反映させ、開かれた市政を推進するため、市民の皆さんから委員を公募します。

**対象**：他の付属機関の委員になつていない市内在住の成人で、年四回程度平日に開催される会議に出席できる方

**期間**：平成24年5月31日まで

**定員**：二人(選考)

**申し込み**：都市計画課(本庁舎五階)で配布する応募用紙に必要事項を明記し、「川越市の都市計画についての意見または考え」(八百字程度)を添えて、3月25日(木)(必着)までに〒350-8601川越市役所都市計画課

\*市ホームページから申し込みすることもできます。

問い合わせ：都市計画課

TEL 224-5945